

令和元年11月29日

ふじみ野市議会
議長 小林 憲 人 様

生活・福祉常任委員会
委員長 民 部 佳 代

生活・福祉常任委員会視察調査報告書

令和元年第1回臨時会において閉会中の継続調査の申し出をした所管事務に係る特定事件の調査について、令和元年10月18日の日程で神奈川県海老名市及び神奈川県大和市を視察し調査を実施したので下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

- (1) 死亡に伴う窓口手続きの一元化について（神奈川県海老名市）
- (2) 高齢者（認知症）あんしん補償事業について（神奈川県海老名市）
- (3) ひとり暮らし高齢者等への終活支援事業について（神奈川県大和市）

2 出席委員

委員長	民 部 佳 代	副委員長	床 井 紀 範
委員	新 井 光 男	委員	西 和 彦
委員	島 田 和 泉	委員	大 築 守
委員	小 高 時 男		

3 視察の概要

●神奈川県海老名市

縄文時代より肥沃な耕地であったとの記録があり、円墳や前方後円墳が残されている。また、奈良時代には相模国の国分寺が置かれており、この国分寺跡・尼寺跡は国指定史跡となっている。

海老名市は昭和46年に市制を施行し現在に至っている。電車で都心から約1時間、横浜からは約30分と通勤圏内となっており、ベッドタウンとして栄えて

いる。近年ではこれまで開発の行われていなかったJR海老名駅西口エリアの再開発事業が行われ、ららぽーと海老名やマンションなどが整備された。また、これとは別に小田急線の駅舎とJRの駅舎間の約19haのエリア（めぐみ町）でもオフィスや商業施設、住宅、文化エリアといった官民による再開発事業を行っており、2025年の完成を目指している。

地勢は神奈川県のおぼ中央に位置し、西は相模川を隔てて厚木市に、北は座間市、東は大和市、南は藤沢市などに隣接している。市の中央に相模丘陵の西崖が南北に縦断し、西部の平地と東部の丘陵地帯に二分されている。

市内の海老名駅には小田急線、相鉄線、JRの3路線が乗り入れている。また道路に関しては圏央道の開通により、海老名JCTで東名高速道路と圏央道が、海老名南JCTで新東名高速道路と圏央道が繋がり、海老名ICからの交通アクセスが一段と向上した。このように交通の便が非常に良い地域である。

面積は26.59km²、人口は令和元年10月1日現在で133,706人となっている。

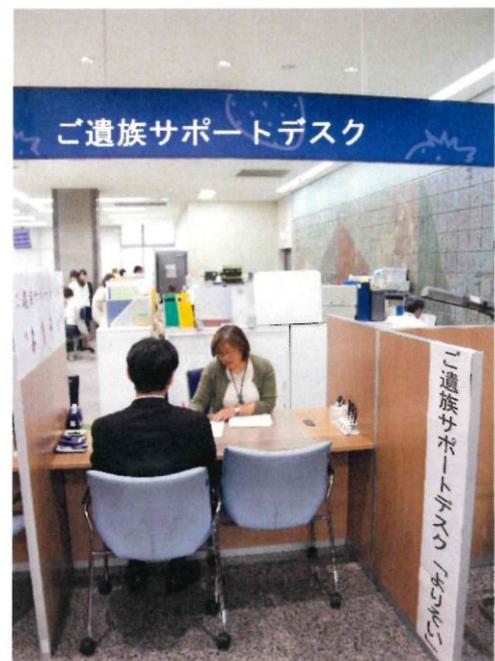
1 死亡に伴う窓口手続きの一元化（ご遺族サポートデスク「よりそい」）

（1）事業開始の経緯

海老名市では平成24年5月より市民サービスの向上と事務の効率化を目的に総合窓口を開設した。そのため、死亡に伴う各種手続き案内そのものは既に総合窓口によって一元化されている。また、死亡届などの手続きではおよそ90%以上が葬儀会社などの業者によって行われている。そうした中であっても、遺族が死亡に関する手続きを行うケースは依然として存在している。

死亡に伴う各種手続きは、亡くなった人によって必要な手続きが異なり、複雑なものも含まれていることもあるため、身近な人を亡くした心労なども相まって遺族には大きな負担となる。こうした背景から、死亡時の各種手続きを職員によるサポートを受けながらワンストップで行える窓口を開

設した。既存の総合窓口とは違い、特に高齢者などによる手続きに際して遺族の気持ちに寄り添いながら手続きを進めていくことに主眼を置いており、窓口名も「ご遺族サポートデスク『よりそい』」としている。サービスは令和元年5月15日に開始した。



ご遺族サポートデスク「よりそい」のイメージ（海老名市提供資料より）

(2) 「よりそい」のサービス内容

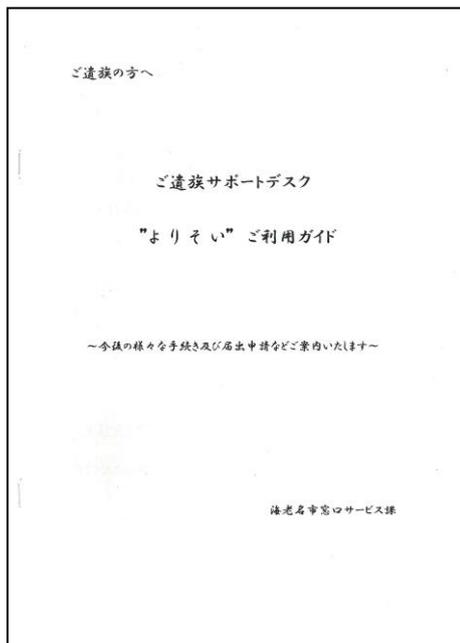
サービス内容の概要は以下のとおりである。

開設日・時間	月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分（予約制） 予約がなければ、当日受付も可能
職員体制	専任職員として再任用職員2名を配置 再任用職員は月・水・金出勤1名と月・火・木出勤1名の体制
サービスの利用の流れ	①利用者は事前に電話等で来庁日時を予約する。予約時に死亡者、来庁者、家族構成などを伝える。 ②提供された情報をもとに「よりそい」の職員から庁内関係各課へ照会を行い、必要となる手続きを把握する。 ③利用者の来庁時には、必要な書類が全て揃っており、順次記入のサポートを行いながら手続きを進めていく。

図表1 ご遺族サポートデスク「よりそい」のサービス概要

「よりそい」での手続きはおよそ2～3時間程度となっていて、基本的に1回の来庁で市役所に関する全ての手続きを行うことができる。一方で、利用者の希望に合わせ、複数回の来庁による手続きにも対応している。また、死亡届の受理時にその後の手続きをまとめたチェック表（「よりそい」ご利用ガイド）を交付している。市役所以外の手続き（税務署や年金事務所等）とは連携はせずに、利用者へ各機関を案内するまでにとどめている。

「よりそい」の設置や運営に係る予算措置であるが、担当職員の人件費、案内表示、PC、事務用品等が挙げられ、人件費に関するものが主な内容となっている。



ご遺族サポートデスク「よりそい」利用ガイド16ページにわたり、行政手続きのほか委任状の案内やNHK受信料、クレジットカードなどの手続きについても記載している。

主な対象項目	主な手続き	問い合わせ先
上下水道料金	料金精算、名義変更や利用停止の手続きは電話連絡で可ですが、家賃等の所有権変更は別途届出が必要となります。	神奈川県立庁舎 水電ガス課 海老名市庁舎117 045-234-4111 045-234-4111
雇用保険(失業保険)	亡くなった前日までの失業等給付を請求することができます。	ハローワーク海老名 (公共職業安定所) 海老名市庁舎3-10 045-294-8609
不動産の相続移転登記	土地・家賃等の相続に伴い遺言書、遺産分割協議書や法定相続分のいずれかで、相続登記を行うものです。	横浜地方裁判所 大和地区庁舎(2階) 大和中央1-3-20 045-261-2945
遺言書	自筆証書遺言の特記・封印 *遺言書には、自筆証書又は録音証書、あるいは公正証書遺言の通常の3種類と区別し、相続物の特定方法が必要です。	横浜家庭裁判所 横浜市中区南町1-2 045-345-3465
相続放棄(限定承認も含む)	相続放棄は、相続を知った日から9か月以内に被相続人の住所地の家庭裁判所に申し立てる必要があります。なお、相続人全員の同意のもと、債権・債務に限り相続する限定承認の申し立てもできます。	6
運転免許証	返納手続き	海老名警察署 警察名簿課2-1 045-222-0100(代番)
バスボート	返納手続き	神奈川バスボートセンター 045-22-0022 海老名市庁舎1-5-10 イオン海老名店7階
特定難病(疾患)の医療証	返納手続き	神奈川県厚労保健福祉 推進課 保健手帳課 厚労名簿課2-1 045-224-1111(代番)
その他	社会保険(健康保険) 勤続先等の健康保険証返却へお問い合わせください。 電気、ガス、電話などの料金 精算、名義変更又は解約の手続き インターネットやケーブルテレビ 名義変更又は解約の手続き	各契約会社 各契約会社

12

主な対象項目	主な手続き	問い合わせ先
葬祭費補助	名義変更又は解約の手続き	厚労福祉推進局 横浜市中区山下町291 045-217-2922、又はナビオ イザム0570-077-077
生命保険	無効に指定された保険金の請求などがあります。 *保険会社や契約内容により異なるため、お問い合わせください。	加入している保険会社
損害保険	名義変更又は解約の手続き、保険料滞り原因となる保険金請求などあり、保 険会社や契約内容により異なるためお問い合わせください。	加入している保険会社
預貯金口座	口座の閉鎖又は解約の手続きなどあり。金融機関や取引内容により異なる ため、事前にお問い合わせください。	口座開設等の金融機関
クレジットカード	解約手続き	各カード発行会社
株式や商品債など有価証券	名義変更又は解約の手続き	各契約会社
リース・レンタルサービス	名義変更又は解約の手続き	各契約会社
新築、官公署建築認定などの各種配達の停止	名義変更又は解約の手続き	各契約会社
会員証、利用者カード	返納又は返還の手続き	発行している会社・団体

① 届出手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍・除籍・世帯異動届の簿籍記載事項申請書)、住民票、印鑑証明書、印鑑登録簿、住民票や印鑑証明書、印の各種証明書などの発行に際しましては、各必要書類をご確認ください。
② 戸籍、除籍簿、住民票や印鑑証明書、印の各種証明書などの発行に際しましては、各必要書類をご確認ください。
③ 各種請求や各種保証書の発行には、所定の手数料がかかります。

(3) 利用状況と利用者からの声

窓口の利用は基本的に1日あたり2件（午前・午後それぞれ1件ずつ）としている。利用者からの声として、「死亡届提出後の手続きの全体が分かって良かった」「申請書等の記入をサポートしてもらって良かった」という手続きそのものに対する高評価のほか、「自分が死亡したときの参考となった」という意見も挙がっている。

(4) 窓口設置による利点と留意点

「よりそい」を設置したことによる利用者側のメリットは前述したとおりであるが、行政側においても担当課で必要な手続きが漏れなく速やかにできるようになったというメリットがある。さらに、例えば税金に関する手続きといった、単体ではなかなか遺族に話をしにくい案件でも「よりそい」であれば全体の手続きの中で説明ができるため、比較的説明をしやすいためである。

一方で、1度の来庁で全ての手続きを行う準備をする（関係各課への照会を行う）ため、「よりそい」の利用は予約日から3日後となる点が留意すべき点である。窓口の状況に応じて予約なしでの利用もできるが、当然必要となる書類の準備はできないということになる。

2 高齢者（認知症）あんしん補償事業

(1) 事業開始の経緯

平成19年12月、愛知県大府市のJR東海道本線共和駅の踏切に当時91歳の認知症高齢者が入り込み列車事故に遭遇した。その後、JR東海が遺族（妻と長男）に対して起こした損害賠償請求に係る訴訟は全国の注目を集めた。一審では全面的に損害賠償請求が認められたものの、二審では妻に対してのみ損害賠償請求を認める判断（請求額は半額）が下され、平成28年に最高裁が下した判断は妻と長男双方の損害賠償義務を否定するものであった。しかし、この判断は今後発生する認知症患者による加害事故全てに適用されるものではなく、認知症患者の監督義務者とその監督責任をどう捉えるか、そして実際に損害を被った方への補償をどのように行っていくかという点は依然として社会全体の大きな課題である。

そうした中、神奈川県大和市では認知症患者が徘徊中に起こした事故等に対する損害賠償責任を補償するための保険加入制度を全国で初めてスタートし、注目を集めた。この流れを受けて、海老名市においてもその必要性を検討し、昨年7月より「高齢者（認知症）あんしん補償事業」としてサービスの提供を開始して現在に至っている。

(2) 「高齢者（認知症）あんしん補償事業」のサービス内容

事業の開始に当たり検討された主な内容は「公費で補償すべきか（保険加入を

公費で行うべきか)」という点と「公費で補償をするのであれば、補償すべき対象者をどのようにするか」という点である。検討の結果、事業スタート時には本当にこのサービスが必要としていると考えられる人のみを対象とした。

サービス内容の概要は以下のとおりである。

保険の種類・内容	種類：個人賠償責任保険特約付き損害保険（団体保険） （被保険者及びその家族が対象） 内容：個人賠償・・・最大3億円 障がい死亡・・・最大82万5千円
対象者（被保険者）	概ね65歳以上で徘徊する恐れのある人を対象として、市役所や警察などは相互に協力し捜索を行う「はいかいSOSネットワークシステム」への登録者
利用者負担	なし（全額公費負担）

図表2 高齢者（認知症）あんしん補償事業のサービス概要

海老名市などが提供している「はいかいSOSネットワークシステム」へ登録された人は自動的に「高齢者（認知症）あんしん補償事業」の対象者となり、保険加入が行われる。なお、事業開始から視察実施日までの間に、実際に保険金が支給された事例はない。

（3）事業に係る予算措置と登録者の推移

本事業は海老名市から海老名市社会福祉協議会へ特命随意契約の形で委託を行い、保険会社との契約は社会福祉協議会が行っている。そのため、保険会社については事業開始以降、変更は行われていない。

事業開始以降の予算措置については下表のとおりである。年度末に実際の保険加入者の数によって精算をするため、実際の公費負担額は20万円程度とのことである。

年 度	単 価	人 数	手 数 料	合 計
平成30年度	3,000円	100人	45,000円	345,000円
令和元年度	3,000円	150人	49,000円	499,000円

図表3 高齢者（認知症）あんしん補償事業に係る予算措置

登録者の推移については平成30年7月1日（事業開始）時点で55人、年度末の平成31年3月31日時点で73人、そして令和元年8月31日時点で95人となっており、今年度中には100人を超える見込みである。

（4）事業成果と今後の課題

登録者は着実に増えており、保険加入というメリットを通じて「はいかいS

OSネットワークシステム」への登録者も増えている。その結果、認知症患者に対する地域の理解者・協力者の増加という成果が出ている。また、いざという時の家族のお守り、セーフティネットとして認知症患者本人とその家族の安心が増えることで、それぞれの生活を守ることに繋がっていると考えられる。

一方で、全国的にも早い段階で開始された事業であり「保険内容」と「制度そのもの」の見直しが課題であるとのことであった。

保険内容については、事業開始当初は目的に合致する保険商品がなかったため、現状は傷害保険に特約として本来必要な補償を付帯させている状況である。今後、認知症患者などを対象とした個人賠償に特化した保険商品の販売開始へ向けた動きもあり、こうした動向を注視する必要がある。また、現状の保険内容は物損が発生した場合であっても、非接触の場合は補償の適用外となっている。例えば、認知症患者が遮断機の下りた踏切内に立ち入ってしまい、その後非常停止ボタンが押されて電車と接触せずに停止したケースは対象外となる。

制度に関しては、現状は保険金が個人に対して支払われる保険を全額公費で負担しており、受益者負担の考え方の導入も含め検討すべき点であるとのことであった。対象者数についても、現在の150人という枠が適当なのかどうかといった検討も行われている。

●神奈川県大和市

奈良時代には相模国に属し、現在の深見神社周辺が中心となっていたと考えられている。その後、戦国時代には小田原北条氏によって治められ、江戸時代に直轄地や旗本領が置かれた。20世紀初頭には現在の小田急電鉄によって林間都市開発が行われ、都市構想自体は頓挫したものの昭和59年に田園都市線が中央林間駅まで延伸されるなどの効果により、ベットタウンとして発展を遂げた。

大和市が誕生したのは昭和34年のことであり、平成31年2月には市制60周年を迎えた。近年では図書館を中心とした大型複合施設である文化創造拠点シリウスが平成28年にオープンし、令和元年9月には累計来館者数が900万人を超えた。また、平成21年に「健康都市 やまと」宣言を、平成30年には「70歳代を高齢者と言わない都市 やまと」宣言を行うなど、ハード面・ソフト面で各種施策を積極的に展開している。

地勢は神奈川県の中央部に位置し、西は海老名市、座間市、北は相模原市、東は横浜市、南は藤沢市などに隣接している。市域は南北に長く、高低差は38m程度で丘陵や起伏はほとんど存在しない。

相鉄線、小田急線、東急線が市域を縦横に走っている。市内には8つの駅がバランス良く配置されており、市域のほとんどが駅から徒歩15分圏内にある。道路では東名高速道路が走っている。市内にICはないものの、横浜町田ICが比較的近く、総じて交通の利便性は非常に高い。

面積は27.09km²、人口は令和元年10月1日現在で232,922人となっている。

1 ひとり暮らし高齢者等への終活支援事業

(1) 事業開始の経緯

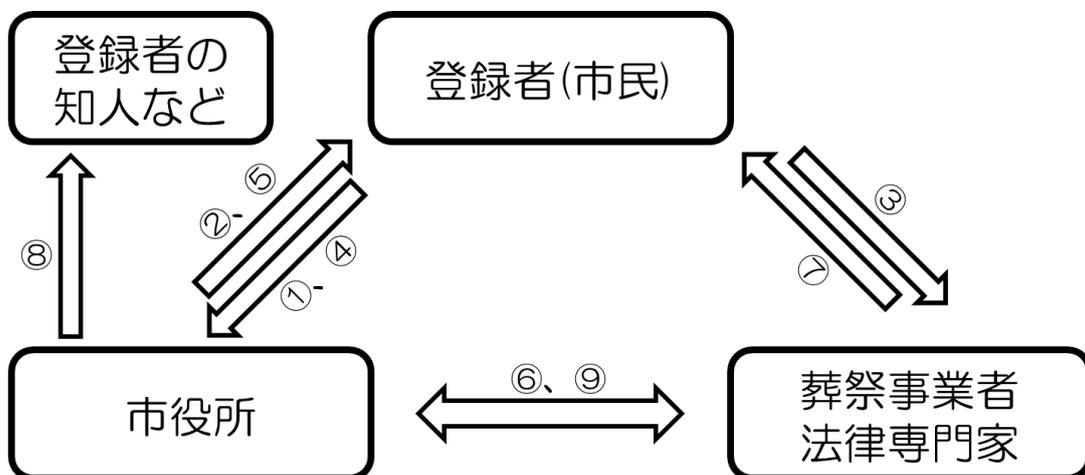
一人暮らし高齢者は年々増加傾向にあり、自身の最期や死後の手続きに強い不安を感じる人も必然的に増えていると言われている。また、身元や親族は判明しているものの引き取り手がなく、自治体が納骨などをしなければならない遺骨も増えており、親族等へ連絡などの事務負担や納骨場所の確保など、新たな行政課題として捉えている自治体も出てきている。

大和市の高齢化率は令和元年11月1日現在で23.76%と、他自治体と比較して高い傾向を示している状況にはないが、今後訪れることが確実視されている多死社会を見据え、一人暮らし高齢者などに対して自身の死後の葬儀、納骨先の確保、遺品の整理等の手配を支援している。

事業の前身は平成28年7月に「葬儀生前契約支援事業」という名称で開始され、身寄りがなく、かつゆとりがない人を対象に最低限の葬儀生前契約（葬儀と納骨）を支援するものであった。当初は事業対象者を生活保護基準に合わせてスタートしたが、実際に蓋を開けてみると相談者の傾向として、身寄りがなくても生活に困窮しているわけでもない人が圧倒的に多かった。こうしたニーズを受け、平成30年6月から支援対象を拡大するとともに事業の名称も「おひとりさまなどの終活支援事業」に変更し、リニューアルした。

(2) 事業の内容

終活支援事業の主な内容は、利用者の意向に基づき生前に葬儀等の契約を締結、遺品整理や部屋の片づけ、相続財産の処分などが円滑に行われるように支援を行うことである。支援は市だけでなく、葬祭事業者や県の司法書士会などの専門家と連携して実施している。支援の流れは下図のとおりである。



図表4 おひとりさまなどの終活支援事業のフロー

各フロー（①～⑨）の内容について、以下に記載する。

①市民からの相談

登録者（市民）・市役所

事業の対象となるのは、市内在住の一人暮らしや夫婦・兄弟姉妹のみの世帯などとしており、収入額や親族の有無による条件は設けていない。

市役所では専門の部署である健康福祉総務課おひとりさま支援係を設け、市職員が終活コンシェルジュとして対応を行っている。時間の許す限り相談には柔軟に対応しており、市役所の窓口だけでなく出張して相談を行う場合もある。

②相談支援

市役所

担当課で市民からの相談を受ける。相談者の意向に応じ、協力葬祭事業者の情報提供や、司法書士などの法律専門家とのコーディネートを行う。法律相談に関しては県の司法書士会と連携しており、1回目の相談は無料である。他部署で行っている無料法律相談とは違い、相談者のニーズに合わせたマッチングを行うことが可能である。

③生前契約の締結

葬祭事業者・法律専門家

相談者のニーズに合わせて葬儀・納骨に関する情報、遺品整理、支払い整理等に関する情報提供を行う。また、意向に合わせたプランを提案する。例えば葬儀・納骨に関しては、簡素な葬儀と合祀を20万6千円の金額で請け負うことが可能とのことである。この金額は市内18の事業者で採用されており、本人の希望によりオプションなども追加し、よりニーズにマッチした内容にすることもできる。

登録者（市民）

提案されたプラン内容で葬祭事業者等と合意がなされれば、生前に契約を締結する。事前に支払いをすることも可能であるが、契約事業者の倒産や契約履行時のトラブルといったリスクもあるため、登録者の多くは親族や知人などにお金を託しているとのことである。

ここでも終活コンシェルジュの支援が必要な場合は、葬祭事業者への同行などの対応を可能な限り実施している。

④登録申し込み・同意書の提出

登録者（市民）

市役所に③の契約内容などを同意書と一緒に提出し、市役所に情報の登録を行う。登録者の状況によっては、本人の死後、遺族とのトラブル

などが発生することを未然に防ぐため、家族や知人等の遺族となりうる方へ本人の遺志に関する同意書の添付も依頼している。

⑤登録カードの発行

市役所

葬儀の契約や遺品整理の契約情報などの登録が完了すると、登録者に登録カードを発行する。カードは携帯用と自宅掲示用の2種類があり、携帯用はカードサイズで財布などに入れて常時携帯が可能である。自宅掲示用はA4サイズで玄関や冷蔵庫などに掲出できるようになっている。これで、外出先と自宅のどちらでも本人に不測の事態があった場合、登録カードに記載された市役所の電話番号に連絡が入るようになる。そして、登録された情報から生前の本人の希望に基づいた対応を取ることが可能となっている。

また、登録カードは個人情報に配慮し、本人の登録番号と市役所の連絡先のみを記載し、紛失時のリスクに備えるとともに、再発行もしやすくなっている。この他、登録受付時に希望者に対して、見守りサービスの提供も実施しているとのことであった。

⑥情報連携及び⑦生前契約の履行

市役所・葬祭事業者・法律専門家

市役所と葬祭事業者・法律専門家の間で適宜登録者の情報などについて連携を行っている。本人の死後、連絡を受けた市役所や葬祭事業者などが情報連携を行い、事業者は生前に交わした内容に基づき、契約を履行する。履行完了後は市役所へ連絡を行う。

⑧知人などへの情報提供

本人の死後、登録情報に基づき、知人等へ本人が亡くなった事実や葬儀の日時、納骨場所等を連絡する。こうした情報は本人の死後3年間は保管し、その後の問い合わせにも対応可能としている。

⑨契約の履行確認

市役所

⑦で事業者から連絡を受けた市役所は、事前に登録者から提出された契約書の写しなどを用いて契約内容の履行を確認する。

(3) 葬儀等の生前契約に関する実績と市民からの声について

旧事業（葬儀生前契約支援事業）を展開していた平成28年7月から平成30年5月までの23カ月間での実績は、相談件数が168件（月平均7.3件）、

そのうち登録者は1名という結果であった。これに対して事業リニューアル後の平成30年6月から令和元年9月までの16か月間の実績は、相談件数が293件（月平均18.3件）、登録者数は26人と大幅に成果を伸ばしている。

相談をした、また実際に登録をした市民からの声として「安心した」「心強い」といった声が寄せられているとのことである。高齢者の中には情報収集や終活に向けた手続きを自身で行うことが難しい人もおり、行政が支援することは想定していた以上の意義があったと確認できたとのことであった。

(4) その他の取組

おひとりさまなどの終活支援事業では、中心となる葬儀等の生前契約の支援だけでなく、その他の事業も行っている。代表的なものを以下に記載する。

①高齢者向け生活ガイド

高齢者全般に向けた「保存版 これ一冊あれば一人暮らしもひと安心！生活お役立ちガイド」を作成したところ、配布開始から1カ月で1万冊がなくなり、もう1万冊を増刷した。作成費は64万8千円、印刷費が72万9千円である。内容は、漫画などを用いてわかりやすく概略を記載し、詳細については問い合わせをしてもらうような作りとなっている。



保存版 これ一冊あれば一人暮らしもひと安心！生活お役立ちガイド

②エンディングノート

広告収入で費用を賄い、行政の金銭的負担なしに6千冊を作成、配布した。今年度もさらに同数を配布予定である。さらに大和市では、エンディングノートを市役所で預かるサービスも提供している。一人暮らしなどの場合、死後エンディングノートがすぐに見つからず、結果的にせっかくの生前の本人の遺志が反映されないことを防ぐためのサービスとなっている。

③おひとりさま支援ニュース

今年の7月から四半期に1回、ニュースレ



おひとりさま支援ニュース

ターを作成し主に一人暮らしの人を対象に配付等をしている。作成は市職員自らが行っている。当初は対象者への郵送を想定していたが、今年の夏に一人暮らし高齢者のニーズ調査ため各戸へ訪問した際に対面で配付を行ったとのことであった。

《むすび》

「人生100年時代」を迎え、高齢者の数は今後さらに増えていくことが予想されている。内閣府によって報告された平成30年版高齢社会白書によると、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には65歳以上人口は約3,387万人に達し、その後も増加が見込まれている。これに相関して年間の死亡数も増加しており、「老いと多死への対応」は不可避の課題である。

また、同白書では家族と世帯についても報告がなされている。65歳以上の者のいる世帯は、平成28年の時点で全世帯のうち48.4%を占めている。そして、同年の世帯構造の内訳では、夫婦のみの世帯が一番多く約31%を占めており、単独世帯の約27%と合わせるとこれらで約6割を占める状況である。特に、ライフスタイルの変化（未婚化の進展や配偶者との死別）などを主因として、単独世帯の割合は近年増加傾向を示している。

すなわち、「単身増加社会」において「老いと多死への対応」をどのようにしていくか、これが社会全体の直面するであろう課題と捉えることができる。

人の死は、本人が好むと好まざるとに関わらず、ひとりの人間への出来事ではない。他者が関わって看取り（介護）や死後の手続きなどをしなければならない。今までは、家族や親族がこの役割を担ってきたが、今後の社会変化の中でこの形態を維持することは困難なものと考えられ、人の死は個人や家庭などで受け止める時代から、現実論として地域社会として受け止める面も必要とされてくる。

そうした中、今回の調査では神奈川県海老名市と大和市の調査を行った。両市とも死に対する手続きや身近な人の老いに対する家族への安心、自分自身の死に向けた安心を目指して行政が先進的な支援を展開しており、大変参考になる事例であった。何よりも印象的だったのが、両市が展開している事業によって利用者やその家族に「生きていく上での安心」を届けていることである。身近な人や自身の老いや死への準備をすることで、家族や本人のQOL（クオリティ・オブ・ライフ：人生の内容の質や社会的に見た生活の質）が向上し、生き生きと過ごすことができる。非常に前向きで意義ある取組と考えられる。

先進事例であるがゆえに、課題や検討を深めなければならない点もあるが、本市においてもこうした支援への研究が始められることを期待したい。